

群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第26条の規定に基づき、群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部（以下「本学部」という。）に入学する前に修得した単位等（転入学及び編入学に係るものを除く。以下「既修得単位等」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 本学部の入学者又は在學生で入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、指定の期日までに次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 成績証明書（他の大学、短期大学又は高等専門学校等の長が発行したもの）
- (3) 授業内容、単位の算定基準、学修の評価基準等及び単位認定のため必要とする資料
- (4) 外国の教育機関において修得した単位については、第2号の書類及び前号の資料の邦文訳

(既修得単位の認定)

第3条 既修得単位等の認定は、国際コミュニケーション学部教務委員会の審査に基づき、国際コミュニケーション学部教授会が行う。この場合、必要があると認めるときは、関係授業科目を担当する教員の意見を聴くことができる。

2 入学前の既修得単位の認定は、原則として次のとおり行う。

- (1) 単位の算定は、群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部履修及び学修の評価に関する規程（以下「規程」という。）第2条各号の規定に基づき行う。
- (2) 成績の評価は、単位を修得した教育機関の評価をもとに、規程第7条及び第8条の規定に基づき判定する。
- (3) 入学前の既修得単位は、規程第3条の授業科目として認定する。

3 前項各号により認定された授業科目に関する事項の学籍簿への記載は、当該授業科目に◇印をつけるものとする。

(通知)

第4条 既修得単位等の認定の結果は、既修得単位認定通知書（別記様式第2号）により、本人に通知する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。